

# 7 男女がともに働きやすい職場環境の整備 をお考えの場合

## 1 次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の方法や取組に関する相談をしたいとき

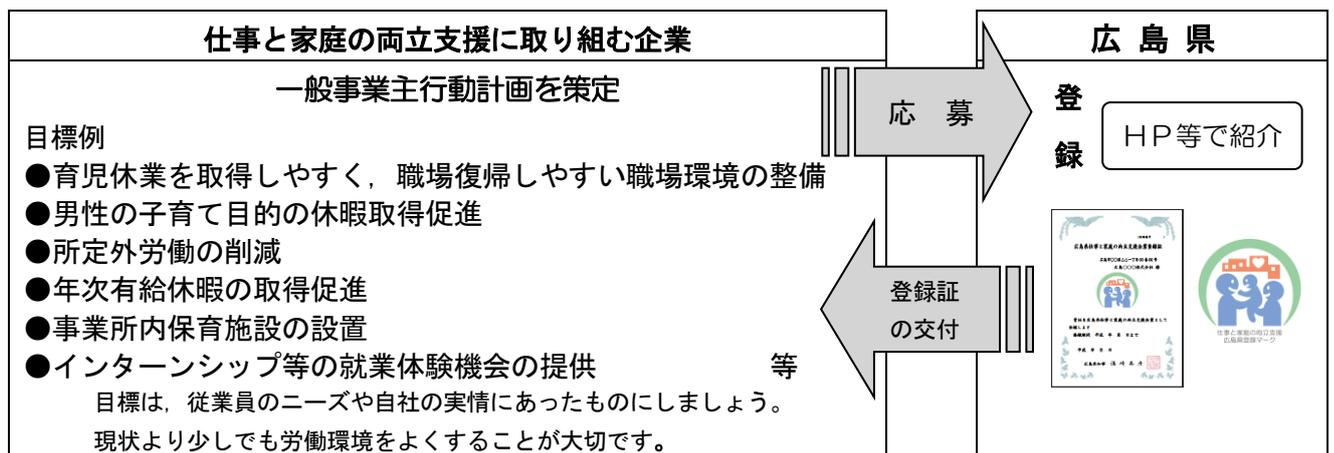
内 容	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出及び周知、公表方法や取組に関する相談に応じています。
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

## 2 仕事と家庭の両立支援の取組を進めたいとき

### ◎ 広島県仕事と家庭の両立支援登録企業登録制度

内 容	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「仕事と家庭の両立支援」に取り組む企業を、県が登録する制度です。平成 27 年 4 月から、子育てだけでなく、介護との両立についても登録できるようになりました。登録企業には、登録証及び登録マークを交付するとともに、県のホームページ等で企業の取組内容を紹介しています。
窓 口	<p>&lt;仕事と家庭の両立に関すること&gt; 働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419</p> <p>&lt;仕事と介護の両立に関すること&gt; 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411</p>

登録企業は、登録マークを広告等に使用し、対外的に広報することができます。



働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」

ヒントひろしま 広島県仕事と家庭の両立支援登録制度

検索

### 3 取組を進めるため奨励金や助成金を受給したいとき

#### ◎ 両立支援等助成金

概 要	育児・介護等を行う労働者を支援する事業主を対象とした助成金制度
内 容	<p><b>【出生時両立支援コース】</b> 男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境の整備措置を複数実施するとともに、労使で合意された代替する労働者の残業抑制のための業務見直しなどが含まれた規定に基づく業務体制整備を行い、産後8週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得させた事業主に支給します。</p> <p><b>【介護離職防止支援コース】</b> 「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、又は介護のための柔軟な就労形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。また、新型コロナウイルス感染症への対応として家族を介護するために、特別休暇を取得させた中小企業事業主に支給します。</p> <p><b>【育児休業等支援コース】</b></p> <p>I 育休取得時・職場復帰時 「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業（3か月以上）の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主に支給します。</p> <p>II 業務代替支援 3か月以上の育児休業終了後、育児休業取得者が原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣を含む）又は代替する労働者への手当支給等を行い、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に支給します。</p> <p>III 職場復帰後支援 法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、労働者が職場復帰後、6か月以内に一定以上利用させた中小企業事業主に支給します。</p> <p>IV 新型コロナウイルス感染症対応特例 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た事業主に支給します。</p> <p><b>【不妊治療両立支援コース】</b> 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に支給します。</p> <p><b>【新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース】</b> 医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、取得させた事業主に対して、事業所単位で支給されます。 ※このほかに、「制度導入助成金」（1事業場1回限り）もあります。</p>
窓 口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

## 4 働き方改革を推進したいとき

### 《 補助金 》

#### ◎ 広島県働きがい向上促進支援補助金

概 要	働き方改革に積極的に取り組み、働きがい向上に自発・自律的に取り組む意欲のある企業のうち、県が指定する民間調査会社の「働きがい」の調査に参加する企業に対し、費用の一部を補助します。		
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象企業：働き方改革に取り組む県内に本社を置く中小企業者等（従業員 25 人以上）</li> <li>・補助対象経費：県が指定する民間調査会社が有する「働きがい」の現状の調査・分析サービス及びアフターフォローサービス利用経費</li> </ul>		
	県が指定する民間調査会社	Great Place to Work ® Institute Japan ( (株) 働きがいのある会社研究所)	
	対象経費	① 「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費 (「働きがいのある会社」調査実施経費) ② アフターフォローサービス利用経費 (調査結果分析レクチャー(オンラインセミナー)受講経費)	
	・補助額：		
	補助対象者区分	対象経費	交付上限額
従業員 99 人以下の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費	15 万円	
	アフターフォローサービス利用経費	4 万円	
従業員 100 人以上の補助対象者	「働きがい」の現状を調査・分析するサービス利用経費	25 万円	
	アフターフォローサービス利用経費	4 万円	
募集期間 (予定)	第 1 回受付：令和 4 年 4 月～6 月中旬(予定) 第 2 回受付：令和 4 年 7 月 1 日～9 月末(予定)		
交付決定 企業数 (予定)	第 1 回受付：20 社 第 2 回受付：15 社程度		
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340 働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」		
	<input type="text" value="ヒントひろしま 取組サポート"/>	<input type="button" value="検 索"/>	

## ◎ 広島県テレワーク導入着手支援事業

概要	テレワークの導入に取り組む中小企業等に対して、IT コーディネータ（経済産業省推進資格、IT 経営の専門家）によるコンサルティング支援（無料）を実施し、テレワーク導入に必要なソフトウェア導入費用の一部を補助します。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援対象企業：県内に本社があり、常用雇用する労働者が概ね 31 人以上 300 人以下の中小企業等（ただし、情報通信業を除く。）であって、テレワークを実施する環境が未整備、又は、コロナ禍での臨時的な実施に留まっている者（最大 20 社）</li> <li>コンサルティング支援：自社に適した ICT 環境や制度の整備等への支援（4 回を標準に実施、無料）</li> <li>補助： <table border="1" data-bbox="368 607 1147 685"> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>ソフトウェア費</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>補助対象経費の 2 分の 1（上限 100 千円）</td> </tr> </table> </li> </ul>	補助対象経費	ソフトウェア費	補助額	補助対象経費の 2 分の 1（上限 100 千円）
補助対象経費	ソフトウェア費				
補助額	補助対象経費の 2 分の 1（上限 100 千円）				
募集期間 (予定)	第 1 回受付：令和 4 年 5 月中旬頃 第 2 回受付：令和 4 年 8 月頃				
窓口	働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340 働き方改革・女性活躍 取組サポートサイト「ヒントひろしま」 <div style="text-align: right;"> <input type="text" value="ヒントひろしま 取組サポート"/> <input type="button" value="検索"/> </div>				

## 5 仕事と家庭の両立のための諸制度について相談をしたいとき

概要	育児・介護休業法による支援
内容	育児又は家族の介護を行う労働者に対する育児・介護休業制度、育児のための所定外労働の免除、育児・介護のための時間外労働・深夜業の制限制度、育児・介護のための勤務時間短縮等の措置及び子の看護休暇制度・介護休暇制度についての相談に対応しています。育児・介護休業法に定める事項に関し労働者個人と事業主の間で生じた一定の紛争についての解決を援助します。
窓口	広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247 『【広島版】両立支援のひろば』 <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html">https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/banner/hiroshima_ryouritu.html</a> 

## 6 女性の活躍を推進したいとき

内 容	<p>(1) 女性活躍推進担当者向け研修会 女性の管理職登用に直結する取組の着手を促すために必要なセミナーを実施するとともに、女性活躍推進に必要なノウハウ（職場環境整備や人材育成の取組手法など）が習得できる研修を実施します。</p> <p>(2) 女性活躍支援研修・ネットワーク構築 女性の管理職登用に向けた意欲向上に関する研修又はセミナーを実施します。 また、研修参加者のつながりがその場で終わることが無いよう、働く女性における企業・業種を超えた交流会を実施し、女性のネットワーク構築など女性従業員のキャリアアップに向けた意欲喚起を行います。</p> <p>(3) 男性従業員の育休取得促進セミナー・出前講座 男性従業員が育児に参画しやすい職場環境の整備を促進するため、男性従業員の育児参画や育休取得についての理解促進を図るセミナーを実施するとともに、企業に講師を派遣し、男性従業員の育休休業の取得促進をテーマとした講座を実施します。</p>
対 象	<p>(1) 県内企業経営者層，人事・労務担当者 等</p> <p>(2) 県内で働く従業員 等（ただし，ネットワーク交流会は女性従業員限定）</p> <p>(3) 【育休取得促進セミナー】 県内企業経営者，人事・労務担当者 等 【出前講座】 男性従業員の育休休業の取得促進に関するテーマで研修会の開催を希望する企業</p>
受 付 ※予定	<p>(1) 令和4年6月下旬～</p> <p>(2) 令和4年6月下旬～</p> <p>(3) 【育休取得促進セミナー】令和4年9月頃～ 【出前講座】令和4年10月頃～</p>
窓 口	働き方改革推進・働く女性応援課 働く女性応援グループ TEL 082-513-3419

## 7 働き方改革や女性活躍を推進するための資金が必要なとき

### 《県費預託融資制度》

#### ◎ 働き方改革・女性活躍推進資金（労働支援融資）【P76 参照】

対 象	<p>次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。</p> <p>① 「広島県仕事と家庭の両立支援企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した仕事と家庭や介護との両立支援に係る取組内容を実施するための事業を行う者</p> <p>② 女性活躍推進法の「一般事業主行動計画」を実施するための事業を行う者</p> <p>③ 「広島県男性育児休業等促進宣言企業登録制度」に登録し、登録の際に宣言した取組内容を実施するための事業を行う者</p> <p>④ 「働き方改革実施企業」に該当する者</p>														
限 度 額	7,000 万円														
融 資 期 間	(運転資金) 10 年 ※うち据置期間 1 年 (設備資金) 10 年 ※うち据置期間 3 年														
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">資 金 名</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">貸出利率(固定金利)</th> </tr> <tr> <th style="width: 35%;">運 転 資 金</th> <th style="width: 35%;">設 備 資 金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">働き方改革・女性活躍推進資金</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 1.0%</td> <td style="text-align: center;">(3年以内) 0.7%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(5年以内) 1.2%</td> <td style="text-align: center;">(5年以内) 0.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(10年以内) 1.4%</td> <td style="text-align: center;">(10年以内) 1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※ 貸出利率：令和4年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p style="text-align: center;">信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）</p>			資 金 名	貸出利率(固定金利)		運 転 資 金	設 備 資 金	働き方改革・女性活躍推進資金	(3年以内) 1.0%	(3年以内) 0.7%	(5年以内) 1.2%	(5年以内) 0.9%	(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%
資 金 名	貸出利率(固定金利)														
	運 転 資 金	設 備 資 金													
働き方改革・女性活躍推進資金	(3年以内) 1.0%	(3年以内) 0.7%													
	(5年以内) 1.2%	(5年以内) 0.9%													
	(10年以内) 1.4%	(10年以内) 1.1%													
窓 口	<p>【施策関係】 働き方改革推進・働く女性応援課 働き方改革推進グループ TEL 082-513-3340</p> <p>【施策関係】 雇用労働政策課 労働環境整備推進グループ TEL 082-513-3411</p> <p>【融資関係】 経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321</p>														